

## 議案第13号

### 財産を減額して貸し付けること（鳥取県学校給食総合センター敷地）について

次のとおり財産を減額して貸し付けることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和2年6月9日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 1 財産の内容

種 類	所 在 地	数 量
土 地	鳥取市安長字前内387番1ほか1筆	3,978.98平方メートル

#### 2 相手方

鳥取市安長387番地1

公益財団法人鳥取県学校給食会

#### 3 貸付期間

令和2年8月31日から令和7年8月30日まで

#### 4 貸付金額

知事が別に定める普通財産の貸付料の算定基準により算定された当該貸付に係る土地の貸付料年額の3分の2に相当する金額

#### 5 理 由

学校給食の円滑な実施を図るため、当該土地を利用して市町村等に安全良質及び低廉な学校給食用物資を供給する公益財団法人鳥取県学校給食会に対して、引き続き当該土地を減額して貸し付けようとするものである。